

令和3年度「いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

いわゆる「ごみ屋敷」対策条例は、平成28年12月に制定してから5年が経ちましたが、今回のアンケートのQ6において、約8割の方が条例を知らないという結果となりました。今後、より多くの方いわゆる「ごみ屋敷」の取組を知っていただけるよう周知していきます。

また、このアンケート結果を附属機関である審議会でも報告し、今後の対策を進めるための意見をいただき反映させるとともに、庁内においては、研修等で市職員や関係機関の職員の対応力向上に取り組みます。

2 アンケートを実施した感想

いわゆる「ごみ屋敷」について、様々な貴重なご意見をいただくことができました。

特に、Q11の「あなたの自宅がごみ屋敷になるかもしれないと心配になることはありますか」との質問に対する回答から、4割以上の方が心配していることが分かりました。

また、Q12の質問に対する回答から、心配している方のうち約8割の方が「加齢や病気などによって片づけやごみ出しができなくなる可能性がある」と思われていることがわかりました。

これらのご意見から、いわゆる「ごみ屋敷」状態になる原因は、特別な問題だけではなく、誰もが直面する問題もあることが分かり、福祉的支援という側面からもしっかりと取り組むべき課題であると改めて認識しました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

この度は、アンケートにご協力いただきありがとうございました。皆様からの率直なご意見をいただくことができ、大変参考になりました。

今回のアンケートでは、いわゆる「ごみ屋敷」の解消のためには、行政が指導を行うべきであるというご意見や、近隣住民の活発なコミュニケーションが、いわゆる「ごみ屋敷」の発生の防止に必要であるというご意見をいただきました。行政による取組と、地域との連携の両輪で、いわゆる「ごみ屋敷」対策の取組を引き続き進めていきます。

担当：健康福祉局福祉保健課、資源循環局業務課

ヨコハマ e アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。